

計算書類に対する注記

1 重要な会計方針

固定資産の減価償却について

有形固定資産については定率法で減価償却を行っている。

なお、10万円以上20万円未満の資産は、3年間均等償却による方法を採用している。

消費税等の会計処理について

税込方式により計算している。

資金の範囲について

資金の範囲には、現金・預金、未収金、前払費用、前渡金、未払金、未払費用、前受金、短期借入金、預り金、未払消費税等、未払法人税等及び仮受金を含めている。なお、設立時の資金の範囲は、現金・預金に限定していたために、一部の負債は設立時において正味財産の増減項目として処理している。

そのために次項に記載する収支差額の計算上は、注書で記載の通りこれらの負債の金額を控除して計算している。

2 次期繰越収支差額の内容は次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期末残高
現金・預金	9,818,096	13,296,785
未 収 金	2,196,742	1,532,200
前払費用	64,106	40,910
前 渡 金	100,000	0
合 計 (1)	12,178,944	14,869,895
未 払 金	584,627	567,487
未払費用	1,655,721	1,394,506
前 受 金	3,986,931	3,137,974
短期借入金	90,660	90,660
預 り 金	624,443	569,936
未払消費税等	291,300	658,500
未払法人税等	0	82,000
仮 受 金	1,050	16,160
合 計 (2)	5,884,158	5,200,929
次期繰越収支差額(1-2)	6,294,786	9,668,966

(注) 法人設立時に存在していた資産・負債の金額のうちで下記に記載しているものは設立年度においては正味財産の増減項目として処理している。そのため各年度末の該当科目の勘定残高からこれらの金額を控除した金額を収支差額の計算の対象としている。

未払金設立時残高	584,627円
短期借入金設立時残高	1,090,660円
預り金設立時残高	403,624円

3 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は次のとおりである。

(単位:円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物付属設備	1,419,850	1,011,867	407,983
器 具 備 品	2,207,449	1,760,494	446,955